

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、成形ダンドラーとして就労していた。請求人は、平成○年○月○日、会社工場において、成形機の操作をしていたところ、取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間に左顔面を挟まれ負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され「左眼眼球打撲傷、左眼窩低骨折・左硝子体出血・左角膜炎」と診断され、入院治療を受けた。その後、同月○日、D病院に転医し、「左眼球破裂」と診断され、入院治療を受けた。監督署長は、本件事故を業務上の事由によるものであると認め、請求人に対し、平成○年○月○日までの期間について休業補償給付を支給し、同年○月○日以降については、通院日のみこれを支給している。請求人は、本件事故による負傷の療養を継続する傍ら、平成○年○月○日、E病院に受診し、「心因反応、神経症性うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の発病の状況、F医師の意見書、診療録等から、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断し、発病時期を平成○年○月頃としており、請求人の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき、本件疾病の発症前おおむね6か月について検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人らは、「本件事故は機械で頭部を挟まれて宙づりになり、また、左目に機械が直撃して眼球破裂状態に至るという極めて衝撃的なものであること

から、請求人は、本件事故直後からPTSDを発病したものである。その後、入院を繰り返して痛みを伴う手術を数度繰り返したが、回復の見込みは立たず、左眼は光覚のみで失明状態となった。」旨主張しており、本件事故が、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 請求人らは、本件事故直後にPTSDを発病した旨主張するものの、上記（1）に説示するとおり、本件疾病の発病及び発病時期が平成〇年〇月頃と判断されることから、本件疾病の発病時期から6か月以上前の出来事である本件事故を、業務による心理的負荷として評価することはできない。

イ また、専門部会は、上記意見書において「請求人の左眼はほぼ失明となる後遺症が残るものの、永久労働不能となる後遺障害を残すには至らず、むしろ、平成〇年〇月〇日以降は、休業が必要と認められるのは通院日のみとなっており、6か月を越えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴ったものとも認められない。」と述べており、当審査会としても、医師の所見等関係資料を改めて精査したところ、専門部会の意見を妥当なものと判断する。よって、本件事故後の出来事について、「心理的負荷が極度のもの」として例示する「業務上の傷病により6か月を越えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合」には該当しないものと判断する。

ウ したがって、決定書に説示のとおり、当審査会としても、請求人の本件事故及び事故後の出来事は「特別な出来事」に該当する出来事とは認められないものと判断する。

（4）「特別な出来事以外の出来事」について

請求人らは、「本件事故後、直接受傷していない右眼の視力も継続的に低下していくことで、両眼失明による社会復帰等の将来への不安を感じ、本件疾病を発病した。」旨主張することから、本件事故後の出来事について、「特別な出来事以外の出来事」の類型に示されている「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当てはめて検討することが妥当であるので、以下検討する。

ア まず、上記（3）のアに説示するとおり、本件疾病の発病時期から6か月以上前の出来事である本件事故を、業務による心理的負荷として評価するこ

とは出来ないことから、「(重度の)病気やケガをした」として例示する「長期間（おおむね2か月以上）の入院を要する、又は労災の障害年金に該当する若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やケガをした」には該当しないものと判断する。

イ 次に、請求人らは「本件事故後、両眼失明による社会復帰等の将来への不安を感じ、本件疾病を発病した」旨主張するが、専門部会は上記意見書において、「ほぼ左眼失明の後遺障害が残るものの、労災の障害年金には該当せず、右眼視力での業務には復帰可能と眼科専門医が判断していることから、社会復帰が困難な状況にあるとも認められない」旨述べており、当審査会としても、医師の所見等関係資料を改めて精査したところ、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

ウ したがって、決定書に説示のとおり、当審査会としても、請求人の本件事故後の出来事は、「(重度の)病気やケガをした」として例示する「業務上の傷病により6か月を越えて療養中の者について、当該傷病により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖や強い苦痛が生じた」に該当すると判断するものの、心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、「中」相当が妥当なものと判断する。

(5) 以上のことから、業務における心理的負荷の総合評価は「中」であって「強」に至らないことから、当審査会としても請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(6) なお、請求人らは、会社からの休職通知書を出来事として主張するが、当該休職通知は発病後の出来事であることから、発病に寄与した出来事と評価することはできない。また、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。